

課業期間中の休業日等の生徒指導について
(公立小中学校、義務教育学校、特別支援学校小中学部)

熊本県教育委員会

1 「命を大切に作る心」等の育成

平成28年熊本地震、令和2年7月豪雨等の影響により今もなお不安を抱え、心のケア等を要する児童生徒がいる。児童生徒の発達の段階を踏まえ、多様な視点から児童生徒の小さな変化や「心」のサインを見逃さないよう努めるとともに、家庭における家族の対話等を通して、命や自他の大切さなどを再認識させる指導をすること。また、スクールカウンセラー等の専門家との連携を密にして、長期的なメンタルヘルス等の支援を提供できる体制を整え、児童生徒の思いに寄り添った支援を行うこと。

さらに、令和6年における児童生徒の自殺者数は過去最多となり、極めて憂慮すべき状況であることを踏まえ、令和7年(2025年)3月5日付け教安第760号で通知した「児童生徒の自殺予防に係る取組について」の内容等を参考にして、学校総体として日頃から自殺予防に向けた取組を行うこと。

2 家庭教育の重要性の啓発

「くまもと家庭教育支援条例」に基づき、「親の学び」講座や「くまもと家庭教育10か条」等の家庭教育広報資料を活用し、保護者に家庭教育の重要性について啓発を図るよう努めること。

また、家庭、地域、関係機関等と連携し、子供たちに基本的な生活習慣の重要性を呼びかけ、自立心の育成と心身の調和のとれた発達を促すよう努めること。

3 事故の防止

児童生徒の命を守ることを第一に考えること。特に、地震等自然災害発生時の命を守る行動について事前に十分な指導を行うとともに、安否確認の方法についても確認をしておくこと。

また、ヘルメットの着用等、自転車の安全な乗り方(自転車安全利用五則)及び自動車乗車における全席でのシートベルト着用の指導の徹底を図り、飛び出し等による交通事故防止に努めること。

さらに、児童生徒の地域での遊びやその活動場所等の実態を十分把握するとともに、事前に危険個所の確認をするなど危機管理体制の充実を図り、事故防止に向けて適切な対策や指導に努めること。

特に、急な天候の変化には十分注意し、落雷・水難事故防止に努めること。

4 犯罪被害等の防止

児童生徒に対して、スマートフォンやICT機器(学習用端末含む)等の安全利用やインターネット利用に潜む危険性等について保護者の理解と協力を得ながら、指導を行うこと。併せて、情報モラル、倫理観が育まれるよう指導すること。なお、児童生徒が犯罪等の被害者や加害者にならないよう、事前に安全確保のための適切な行動や事件発生時の対応について、児童生徒の発達の段階や地域の実情に応じた具体的な指導の徹底を図ること。

さらに、児童生徒の生活実態を十分に把握し、児童虐待等のサインを見落とさないよう、家庭や地域、関係機関とのネットワーク体制の整備・充実を図ること。

5 問題行動等の防止

「窃盗・万引」や「暴力行為」及び「無断外泊」等の問題行動等の未然防止に向け、学校・家庭・地域・関係機関が連携して児童生徒の生活実態を十分に把握するとともに、問題行動等を早期に発見し、児童生徒の安全の確保に向けた迅速な対応ができるよう、学校内外の体制を整えておくこと。

さらに、学校・家庭・地域・関係機関が連携を密にして個々の事案に応じた指導を行うこと。特に、「学校等警察連絡協議会」及び学校警察連絡制度を積極的に活用し、警察等との連携の強化を図ること。